

千葉県立市川北高等学校「開かれた学校づくり委員会」設置要綱

(目的)

第1条 学校運営上の様々な課題に対して、学校と地域がより一層連携を深め保護者や地域の方々が学校運営や教育活動に主体的に参画するとともに、学校が地域における学びの拠点となるよう、創意工夫をしながら開かれた学校づくりを進めるため、千葉県立市川北高等学校(以下「学校」という。)に、「開かれた学校づくり委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は校長の依頼を受け、以下の事項について取り組むものとする。

- 一 学校運営上の課題等の解決に向けた検討
- 二 地域との交流や家庭・地域の教育力向上のための取組
- 三 学校の自己評価をもとにした学校関係者評価の実施
- 四 学校で行われる「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の企画及び運営
- 五 学校や地域の実情に応じて、創意工夫を生かした諸活動の企画・運営

(構成)

第3条 この委員会は、校長の推薦により千葉県教育委員会が任命又は委嘱する委員(以下「委員」という。)及び校長により構成する。

2 委員の人数は、10人以内とする。

(組織)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、校長を除く委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、前任者の残任期間を任期とし、第3条の規定により新たに人選することができる。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校において扱う。

2 委員会の事務処理は、学校の教職員がその職にあたる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。